

砂川市訓令第23号

令和6年4月1日

砂川市協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱の一部を改正する訓令

砂川市協働のまちづくり庁内推進会議設置要綱（平成23年訓令第11号）の一部を次のように改正する。

別表（第3条関係）を次のように改める。

別表（第3条関係）

	委員
1	◎ 総務部長
2	総務部審議監
3	○ 市民部長
4	保健福祉部長
5	経済部長
6	経済部審議監
7	建設部長
8	教育委員会事務局教育次長
9	教育委員会事務局指導参事
10	教育委員会事務局技監
11	総務部総務課長
12	総務部市長公室課長
13	総務部政策調整課長
14	総務部D X 推進課長
15	会計課長
16	市民部市民生活課長
17	市民部税務課長
18	保健福祉部社会福祉課長
19	保健福祉部子育て支援課長
20	保健福祉部介護福祉課長
21	保健福祉部ふれあいセンター所長
22	経済部商工労働観光課長
23	経済部農政課長
24	経済部開発推進課長
25	建設部土木課長
26	建設部建築住宅課長
27	教育委員会事務局学務課長
28	教育委員会事務局学校再編課長
29	教育委員会事務局社会教育課長
30	教育委員会事務局スポーツ振興課長
31	教育委員会事務局公民館長
32	教育委員会事務局学校給食センター所長

◎：議長 ○：副議長

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。